

令和6年度 和歌山県農業農村振興委員会 日本型直接支払制度推進部会

○日 時 令和7年3月18日（火） 13:30～16:00

○場 所 和歌山県薬剤師会館

○出席者 委員 中越委員・大橋委員・井本委員・山田委員

県 里地里山振興室 中尾室長・高橋班長・五島副主査・泉技師
鳥獣害対策課 仲課長・三宅班長・金川副主査

○議 題 日本型直接支払制度 令和6年度実施状況及び令和7年度の取組について

1) 多面的機能支払制度 令和6年度実施状況及び令和7年度の取組について

2) 中山間地域等直接支払制度 令和6年度実施状況及び令和7年度の取組について

3) 環境保全型農業直接支払制度 令和6年度実施状況及び令和7年度の取組について

あいさつ

1) 中尾里地里山振興室長

- ・「多面的機能支払制度」と「中山間地域等直接支払制度」では、農用地や農業用水路、農道などの農業用施設の維持保全に取り組んできた。しかし、年を経るごとに農家の高齢化や担い手不足といった人材不足等が一層深刻となり、取組を断念する活動組織や協定が増えている。
- ・多面的機能支払制度については、活動組織を対象とした研修会で多様な人材の参画のきっかけづくりに、実施している寄り合いワークショップの講義を行った。また、昨年に引き続き土地改良区が主体となり、地域への事業推進活動を実施した。今後とも農業水利施設の効果的な管理が継続されるとともに、活動組織の事務負担が軽減されることで本制度の取り組みにつながることを期待している。
- ・中山間地域等直接支払制度については、集落体制づくりの支援として、集落戦略及び集落強化加算等の活用を推進した。また、来年度から新設される集落間の連携による取組やスマート農業を活用とした取り組みに関する加算措置についても活用していただけるよう推進を図ることにより、多面的機能がより効果的に維持・発揮されるよう目指していく。

2) 仲鳥獣害対策課長

- ・環境保全型農業直接支払交付金より、有機農業や草生栽培等、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援するもの。
- ・来年度から始まる第3期対策は支援対象となる取組が見直され、さらに新規取組が追加されるなど、より保全効果の高い取組への重点化が図られる。
- ・令和9年度には環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）が要件化され、新たな環境保全型直接支払制度の設立が検討されている。
- ・今後は、農業者の組織化の推進、研修会等における制度の周知及び技術的な指導を引き続き行うとともにみどり認定の推進を行うことで環境保全型農業の普及に一層取り組んでいく。

事務局から 1)～3) について説明

- 1) 多面的機能支払制度 令和 6 年度実施状況及び令和 7 年度の取組について
- 2) 中山間地域等直接支払制度 令和 6 年度実施状況及び令和 7 年度の取組について
- 3) 環境保全型農業直接支払制度 令和 6 年度実施状況及び令和 7 年度の取組について

委員からの質疑応答

1) 多面的機能支払制度

委 員：ワークショップについて具体的な事例を上げて教えていただきたい。

事 務 局：ワークショップとは地域住民自らアイディアや意見を出し合って地域の将来計画を策定するものであり、過去にはワークショップを機に里芋焼酎造りなどが行われた事例がある。農業者だけでは地域を守っていくことができないため、ワークショップを実施し、非農業者との話し合いのきっかけづくりをすることで多面的の活動に非農業者の参画を推進したいと考えている。

委 員：ワークショップのファシリテーターの役割は誰が行うのか

事 務 局：専門家を招いてファシリテーターを任せている。

委 員：活動支援班とはどのようなイメージか。

事 務 局：複数の集落により構成される広域活動組織が、それぞれの集落から若い構成員など集めて、各集落の活動をサポートする組織体制をいう。

委 員：花の植栽などの活動に関して、地域ぐるみで取り組まれている地区や主に役員で取り組まれている地区がある。このような違いはなぜ起こるか。

事 務 局：最初は地域ぐるみで活動に取り組んでいたが、活動に参加する人が減っていき、組織によっては数人でやっているところもある。それでも活動を継続する意志のある地域には、県としては取組の拡充等の支援をしていきたい。

委 員：組織が活動を継続するために、どのように後継者の育成を行っているか。

事 務 局：過去にワークショップを実施した地域では、ワークショップを機に毎月 1 回産直などを行っており、地域を引っ張って行くリーダーがいる。現在もワークショップを行う際には、地域づくり活動の中心人物をたてたうえで、地域を引っ張っていく組織の体制づくりに向けて市町と連携をとりながら推進を図っている。

委 員：県外の事例では、関係人口を増やすために、産直を行ったり、子供たちと関わりを持つイベントを行っている組織があるが、県内ではそのような組織はあるのか。

事 務 局：ある。そのような組織については、広報誌により取組内容を発信している。

2) 中山間地域等直接支払制度

委員：第 6 期対策で農振農用地区域内及び地域計画内の農用地ではどちらでも可能ということか。

また、地域計画を策定することで集落戦略を作成したものとみなすという通知が出ていたため、地域計画の担当と中山間直接支払の担当が上手く連携できればと考えているが、連携している等の情報はあるか。

事務局：第 6 期対策からは農振農用地区域内かつ地域計画区域になった。

集落戦略に取り組んでいた協定は全体の 54%であり、約半数は話し合いの場が持てなかったなどの理由により取組めていない。地域計画は市町全体の計画であり集落戦略と規模が異なるため、集落戦略への反映が難しく集落戦略策定に至らなかった地域もある。

委員：地域計画の策定とワークショップは地域の将来を考えていくという主旨は同じであるため、担当者同士協力を図りながら行っていただきたい。

委員：災害などで面積が減ったなどのデータはあるか。

事務局：中山間の方で調査は行っていないが、農業委員会では農地利用状況調査の中で荒廃農地の調査をやっている。

3) 環境保全型農業直接支払制度

委員：説明を聞いている中で環境保全型＝有機農業のイメージを強く受けたがその辺はどのような考え方か。来年度事業の単価も有機農業で引き上げられ、その他で下がっているように思われる。

また、みなべ町では性フェロモン剤の導入がされているが、同じく梅の産地である田辺市が導入していないのはなぜか

事務局：県内では他の環境保全型農業の取組も実施されているが、環直事業では化学肥料・農薬の 5 割低減も同時に取り組む必要があるため、有機農業以外の申請が少ないと思われる。また有機農業とフェロモントラップの両方で支援を受けることができない。このため、性フェロモン剤の活用は梅産地で広く実施されているが、田辺市から申請がないと思われる。

また、有機農業の単価については、収量が下がることが見込まれる移行期の重点支援に変更されたため、単価が引き上げられている。取組単価が下がっている取組に関しては、要件を緩和、統合したことに伴うものである。総合防除については各県それぞれの内容を地域特認で実施してきたが、全国共通取組に移行する中、フェロモントラップだけでなく、畦畔の機械除草、生物農薬等様々な内容と統合された結果単価が下がった。

また、国はみどり戦略の中で 2050 年までに耕地面積の 25%を有機農業とするという目標を立てており、推進施策が取られている。

委 員：農協に対して、有機農業の推進は行っているのか

事 務 局：国際的に環境負荷低減は避けては通れないものになっている。慣行農業からいきなり有機農業を実施するのはハードルが高いが、少しでも県内で環境保全型農業に関心を持って取り組んでいただくよう、みどり認定などを通して環境負荷低減の推進を進めていきたい。

委 員：環境保全型農業の推進とカメムシの大量発生に関係はあるのか

事 務 局：関係はないと考えている。今年度に関しては、暖冬による越冬量の増加など様々な影響が重なって爆発的に増えた。なお、今年に入って実施した越冬量調査は、平年より越冬量が少ない結果であった。

委 員：市町村の促進計画策定状況について説明があったが、非策定となっている市町村がある理由は何か。

事 務 局：市町村内で環境保全型農業に取り組まれている方が少なく、現場からの要望も少ないことが一因であると考えている。

委 員：周知が足りていないということか

事 務 局：市町村に情報共有は行っている。取り組む農家が複数人で活動をしなけばならないため、そのような背景もあると考えられる。

委 員：非策定市町の農家は事業を受けたくてもできないということか。

事 務 局：そうである。なお、非策定の理由として、この交付金制度は、国が 1/2、県が 1/4、市町村が 1/4 の割合で交付するので、実施にあたって市町村は予算措置の必要があることも一因であると考えられる。

委 員：促進計画をたてることは市町村にとっては難しいのか。

事 務 局：計画策定が難しいというよりも、事業実施の見込がないと策定はされづらい。和歌山市では、生産者からの事業実施要望を契機に計画策定され、昨年度より事を開始している。